

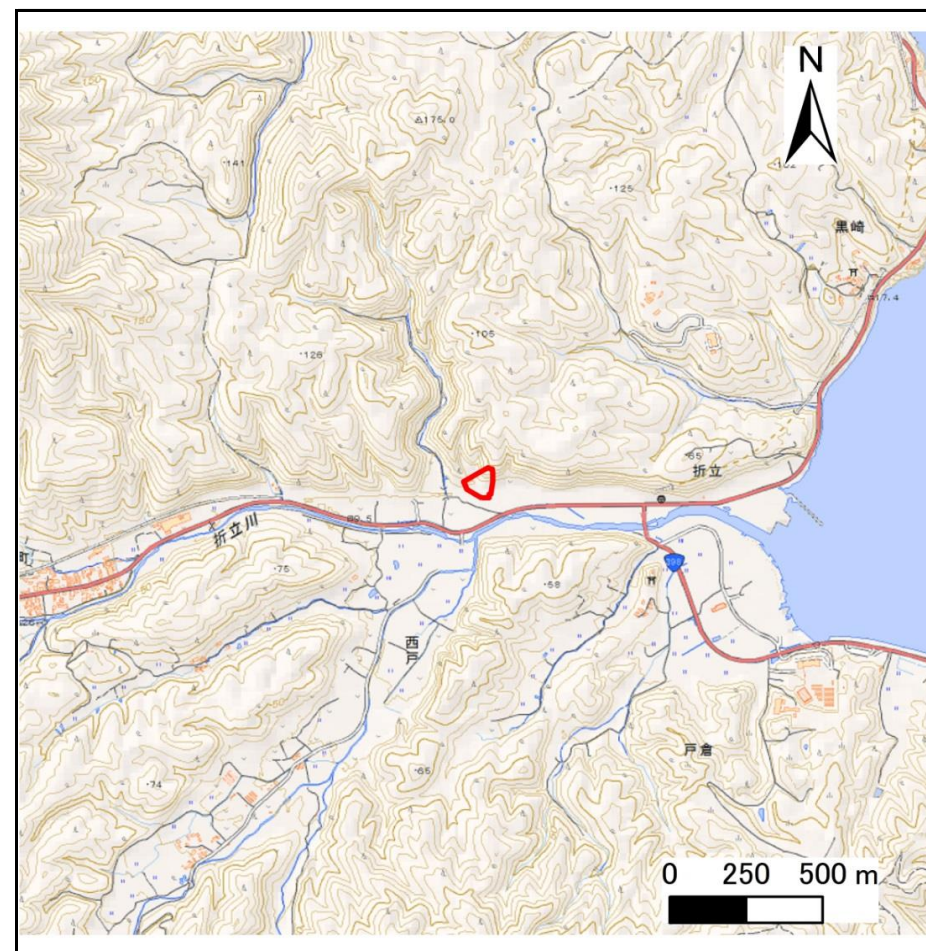
# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第357号
告示年月日	平成30年3月30日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-自-2346
箇所名	折立の4
所在地	本吉郡南三陸町戸倉字大畑
調査機関	宮城県気仙沼土木事務所



位置図(S=1:200,000)



位置図 (S=1:25,000)

宮城県

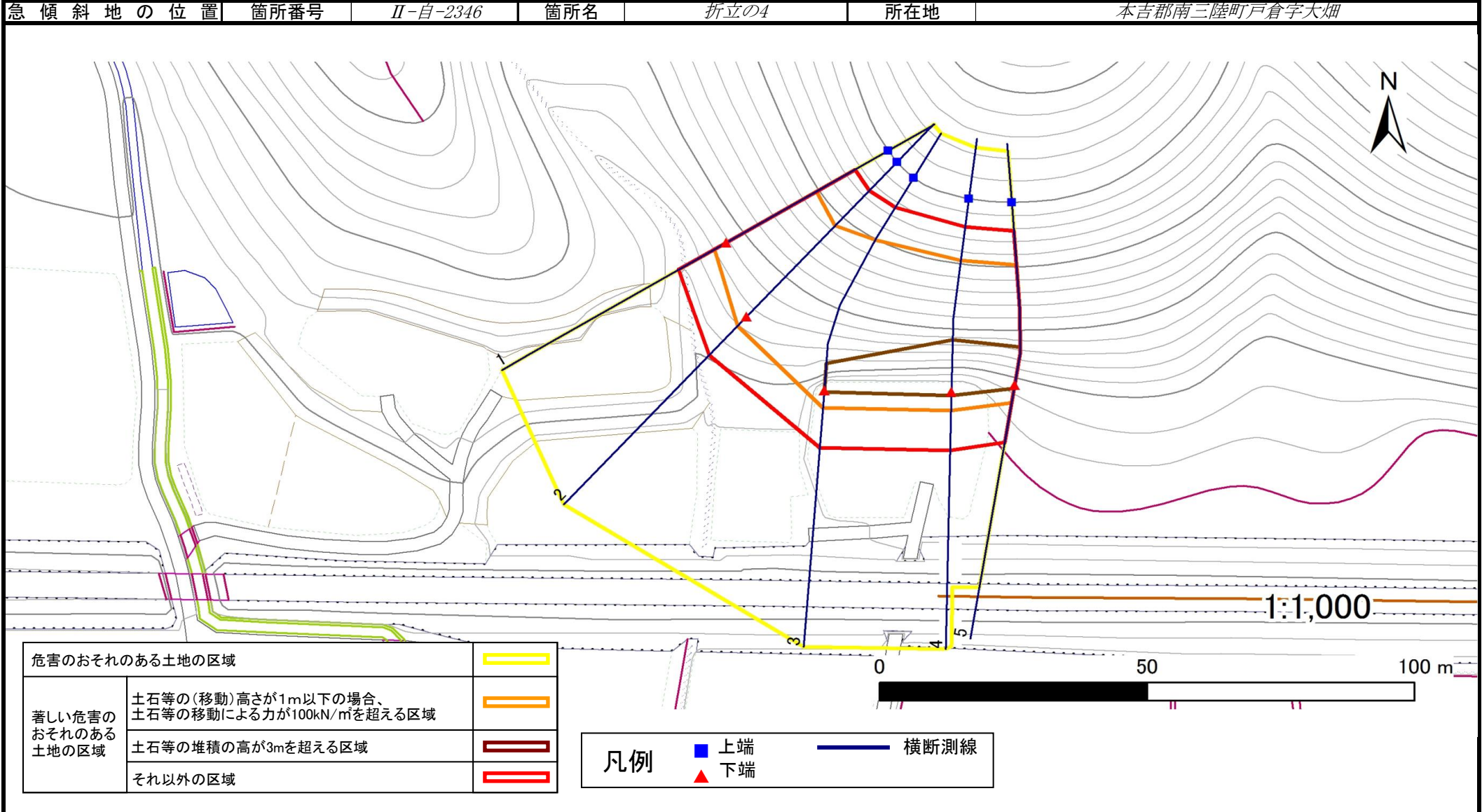
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平29東複、第78号)

# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第357号
告示年月日	平成30年3月30日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	平成28年度
急傾斜地の位置	II-自-2346
箇所番号	II-自-2346
箇所名	折立の4
所在地	本吉郡南三陸町戸倉字大畑



## 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第357号
告示年月日	平成30年3月30日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-2346	箇所名	折立の4	所在地	本吉郡南三陸町戸倉字大畑
---------	------	-----------	-----	------	-----	--------------

横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	139.5	1.0	100.0	1.0	-	-	14.3	2.9	~								
2 ~ 3	153.6	1.0	100.0	1.0	-	-	15.2	3.0	~								
3 ~ 4	158.0	1.0	100.0	1.0	17.1	3.4	15.2	3.0	~								
4 ~ 5	158.0	1.0	100.0	1.0	17.1	3.4	15.2	3.0	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								